

## 法人向けインターネットバンキング利用規定

### 第1条（法人向けインターネットバンキングサービス）

- 1 法人向けインターネットバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの所定の申込み手続きを完了した契約者のパーソナルコンピューター等（以下、「パソコン」といいます。）によりインターネットを通じた依頼に基づき、当行が次の取引を提供するサービスをいいます。
  - （1）入出金明細照会
  - （2）取引照会
- 2 本サービスの利用対象者は、法人、法人格のない団体および個人事業主の方に限ります。
- 3 本サービスの契約口座として登録できる口座数および口座の種目を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合、変更の内容を、当行ホームページ等により告知します。
- 4 本サービスの利用に際して使用できる端末の機種およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。ただし、本サービスの利用に必要なパソコンおよびその使用環境は、契約者が自己の負担において準備するものとします。
- 5 本サービスの取引内容、利用日、利用時間等は、当行所定のものとし、契約者に通知することなく変更することがあります。その場合、変更の内容を、当行ホームページ等により告知します。
- 6 2024年7月以降、新規の申込みは受付しておりません。

### 第2条（契約者の本人確認・取引意思確認、パスワード等の登録・管理）

- 1 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には、「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。契約者は、いずれの本人確認方法によるかを利用申込時に選択するものとします。
  - （1）ID・パスワード方式  
ログインIDおよびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
  - （2）電子証明書方式  
電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
- 2 ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード（以下、「パスワード等」

といいます。) および暗証番号、確認暗証番号(以下、「暗証番号等」といいます。)の登録・変更については、以下のとおり行うものとします。

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、あらかじめ当行に対して本人確認のためのパスワード等、暗証番号等を登録する必要があります。
- (2) 契約者は、契約者のパソコンにより当行所定の方法で、あらかじめパスワード等を当行へ登録するものとします。
- (3) 契約者は、利用申込書により、あらかじめ暗証番号等を当行へ登録するものとします。
- (4) パスワード等を変更する場合は当行所定の手続きにより行うものとします。

### 3 パスワード等および暗証番号等の管理

- (1) パスワード等および暗証番号等の指定にあたっては、生年月日や電話番号等第三者が推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。なお、当行職員がこれらの内容をお聞きすることはありません。
- (2) パスワード等または暗証番号等を失念、あるいは他人に知られたような場合は、すみやかに当行所定の書面等により代表口座のある取引店に届け出てください。また、安全性を高めるため、契約者がご本人でパスワード等を定期的に変更してください。契約者が本サービスの利用を開始した後は、パソコンの利用画面よりパスワード等を随時変更することができます。なお、当行は届出前に生じた損害については責任を負いません。

### 4 「電子証明書方式」では、当行が発行する電子証明書(以下、「電子証明書」といいます。)を当行所定の方法により、契約者のパソコンに格納していただきます。(格納の際、ログインIDが必要となります。なお、「電子証明書方式」の場合、このログインIDは電子証明書の格納のためのみに使用されます。)

- (1) 電子証明書は当行所定の期間(以下、「有効期間」といいます。)に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行は契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- (2) 電子証明書を格納したパソコンを廃棄あるいは譲渡する場合は、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合において、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 電子証明書を格納したパソコンを廃棄または譲渡し、新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再度格納してください。

(4) 本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。

5 本人確認方法が、ID・パスワード方式および電子証明書方式のいずれによるものであっても契約者が本サービスを利用するときは、パスワード等および暗証番号等をパソコンより当行に送信するものとします。なお、本人確認方法が電子証明書方式によるものである場合は、この送信を行うことのできるパソコンは前第4項の規定に従い電子証明書が格納されたものに限り、当行は受信したパスワード等および暗証番号等と当行に事前に登録されたパスワード等および暗証番号等との一致を確認した場合（ただし、電子証明書方式の場合には、これに加え、電子証明書の格納されたパソコンからの送信であることを確認した場合）は、当行は次の各号に規定する事項を確認できたものとして取扱います。

(1) 本サービスの利用依頼が契約者の有効な意思による申込みであること

(2) 当行が受信した依頼内容が真正なものであること

6 契約者がパスワード等または暗証番号等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止します。契約者が取引の再開を希望する場合は、当行所定の手続きを行ってください。

### 第3条（電子メールの利用）

1 契約者は、本サービス利用に伴う当行からの通知・連絡手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。

2 契約者は本サービスの利用開始にあたって、当行にインターネットを介して電子メールアドレス（以下、「登録メールアドレス」といいます。）の登録を行ってください。

3 当行は振込振替依頼の受付結果等の通知を、登録メールアドレスあてに送信します。

4 登録メールアドレスを変更する場合には、当行所定の方法で変更登録を行ってください。

5 当行が登録メールアドレスあてに通知を送信したうえは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生したときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6 契約者が届け出た登録メールアドレスが契約者の責により契約者以外の者の登録メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第4条（取引の依頼、変更、取消）

- 1 契約者が取引を依頼する際は、端末の操作画面の指示にしたがって取引内容を正確に入力してください。当行は、契約者の端末から送信された内容を契約者の端末の画面に返信します。契約者が表示内容に対する応諾の意思表示を端末操作により行い、当行が応諾の意思表示のデータを受信した時点で、当行は取引の依頼を確定し受付けたものとみなします。
- 2 次の各号に該当する場合、本サービスの取扱いはいたしません。
  - (1) 申込み口座が解約されている場合
  - (2) 本利用規定に違反して利用された場合
- 3 契約者は取引依頼受付後の変更または取消はできません。万一、やむをえない事情により変更または取消を行う場合には、当行所定の方法に従うものとします。

## 第5条（取引照会）

- 1 本サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した口座の残高および当行所定の取引明細の情報を提供するサービスをいいます。なお、残高および取引明細は当行所定の時刻における内容となります。
- 2 受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、契約者から照会を受けて当行から回答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害について当行は責任を負いません。

## 第6条（取引内容の確認等）

- 1 本サービスによる取引後、預金通帳に記帳するかパソコンにより取引結果の照会を行い取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容、残高等に依頼内容との相違がある場合には、取引店にご照会ください。
- 2 本サービスにおける契約者のパソコンによる依頼事項は、当行において電磁的記録等により相当期間保存されます。契約者と当行の間で取引内容、残高等が相違した場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 第7条（通知・照会の連絡先）

- 1 依頼内容に関して当行より契約者に通知・照会する場合は、届け出のあった住所、電話番号等を連絡先とします。
- 2 前第1項において、連絡先記載内容の不備、届出住所の変更または電話回線の不通等によって通知・照会が不能となり、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

## 第8条（届出事項の変更）

本サービスの届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面または端末の操作により直ちに届け出てください。この届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。なお、代表口座の変更はできませんので、一旦解約した後、新たに契約をしてください。

## 第9条（サービスの停止）

本サービスを提供するシステム（以下、「本システム」といいます。）のハードウェア機器・ソフトウェア機器等の保守点検・内容の変更作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。また、当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する処置または回線工事等が発生した場合には、取扱中であっても契約者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

## 第10条（免責事項）

- 1 次の各号により本サービスの取扱いに遅延、不備等があっても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
  - （1）災害、事変、裁判所等公的機関の処置等の事由があった場合
  - （2）当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはパソコン等に障害が生じた場合
  - （3）当行以外の責に帰すべき事由による場合
- 2 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより依頼人の取引情報が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

## 第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

本サービスは、第12条第2項第2号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第2項第2号の一にでも該当する場合には、当行はこの契約をお断りするものとします。

## 第12条（解約、一時停止等）

- 1 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約の利用一時停止、または解約できるものとします。
  - （1）支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別精算開始、その他これらに準ずる倒産手続開始の申立があったとき、

あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合

- (2) 手形交換所または電子記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (3) 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合
- (4) 相続の開始があった場合
- (5) 解散その他営業活動を停止した場合
- (6) 契約者が当行に払うべき月間手数料ほか、本契約に係る手数料のいずれかに未払い等が発生した場合
- (7) 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
- (8) 契約者が本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出したことが判明した場合
- (9) 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

2 当行は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、この取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為

### 第13条（規定の変更）

- 1 この規約の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 第14条（秘密保持）

この契約に伴い知り得た事項について、第三者に漏洩しないものとします。

### 第15条（届出情報の利用）

本申込みにて届け出た情報について、当行内でのみ利用することに同意するものとします。

### 第16条（関係規定の適用・準用）

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定等により取扱います。

### 第17条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は契約日から1か年とし、契約者または当行から期間満了の1か月前までに、特に申し出をしない限り、期間満了日の翌日から起算して1か年なお効力を有するものとし、以後同様とします。
- 2 本契約は、2026年4月30日をもって自動解約となります。

## 第18条（海外からの利用）

本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国、通信事情、その他の事由により本サービスの全体または一部をご利用いただけない場合があります。

## 第19条（禁止行為）

- 1 契約者は、本契約に基づく契約者の権利を譲渡・質入れすることはできません。
- 2 契約者は、本契約に定める事項を遵守するほか、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
  - （1）公序良俗に反する行為
  - （2）犯罪行為に結びつく行為
  - （3）他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - （4）他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
  - （5）他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
  - （6）他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
  - （7）本サービスの運営を妨げるような行為
  - （8）当行の信用を毀損するような行為
  - （9）その他当行が不適当・不適切と判断する行為

## 第20条（準拠法令、専属的合意管轄）

- 1 この規定に基づく取引契約準拠法は日本法とします。
- 2 この規定に基づく取引に関する紛争は、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

（2026年1月1日現在）